

建設工事等に係る入札・契約制度の見直しについて

公共工事に係る入札・契約制度については、これまでも適宜改正を行ってきたところですが、受注機会の確保、事務負担の軽減等を図るため、国や千葉県の動向を踏まえて、制度の見直しを行いました。

1 公共工事の発注時期の平準化に向けた取組～ゼロ債務負担行為工事～

本市では、公共工事の発注時期の平準化による建設業者の経営の効率化及び工事の品質確保等を目的に、以下のとおりゼロ債務負担行為を活用した公共工事の発注を行っています。

(1) 概要

「ゼロ債務負担行為」とは新年度の工事に対し現年度に債務負担行為（予算額ゼロ円）を設定し、入札契約等の手続きを現年度中に行うことにより、年度内又は新年度早期の着工を可能とするものです。

(2) 入札・契約方法等

通常の建設工事の発注と同様に、入札を行います。なお、「ゼロ債務負担行為」による発注工事については、原則として工事名の最後に「(ゼロ債務)」と明記します。

(3) 前金払及び部分払

「ゼロ債務負担行為」による発注工事の前金払及び部分払の請求及び支払いは、新年度に入ってから対応となりますのでご注意ください。

2 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の端数調整単位の見直し

工事又は業務における低入札価格調査基準価格等を算定する際の端数処理は、消費税相当額を加算する前の段階で、これまで千円単位で行っていましたが、今後、1万円単位に変更します。この結果、消費税相当額を含む金額は、千円単位になります。

(例)

工事価格（消費税抜き）（旧）5,225,000円（千円単位）⇒（新）5,220,000円（1万円単位）

請負工事費（消費税込み）（旧）5,747,500円（百円単位）⇒（新）5,742,000円（千円単位）

3 談合情報対応マニュアルの改正

談合情報対応マニュアルについて改正を行い、談合情報に対する手続きのより一層の明確化、対応の厳格化を図ります。

- (1) 談合情報の明確化・・・談合情報を独禁法、刑法及び官製談合防止法に違反すると思料される情報と定義。
- (2) 情報漏えいの禁止・・・職員が職務上知り得た談合関係情報の漏えいの禁止を明示。
- (3) 指名停止期間の加重・・・誓約書提出後、違反行為が判明した場合に指名停止期間を加重する旨を明記。
- (4) 誓約書提出対象者の拡大・・・入札再執行時に辞退者も含め全ての入札参加者から誓約書を聴取するよう改正。